

旧朝鮮半島出身労働者に関する事実とは？

事実その1

1965年の「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」は、**請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたことを確認**しています。

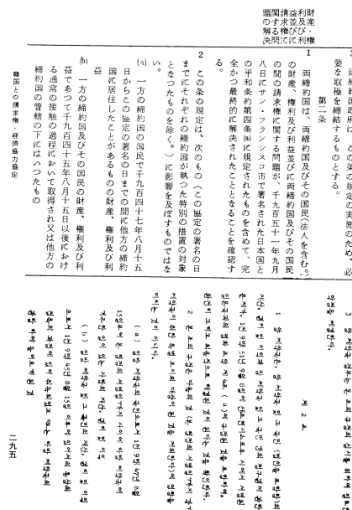
事実その2

同協定はまた、署名日以前に生じた**全ての請求権について、いかなる主張もすることができない**ことを定めています。

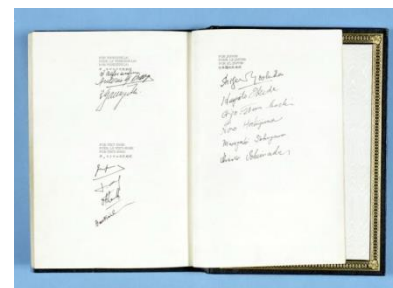
ところが、

2018年10月30日、韓国大法院は、日本企業で**70年以上前に働いていた**旧朝鮮半島出身労働者の請求を認め、同企業に対し、**原告1人当たり1億ウォンの慰謝料の支払を命じました。**

この判決は、**1965年の日韓請求権協定に明らかに反しています。**日韓関係の法的基盤を覆すのみならず、戦後の国際秩序への**重大な挑戦**でもあります。



日韓請求権協定（1965年）



サンフランシスコ平和条約
(1951年)

日本国との平和条約（1951年） [=サンフランシスコ平和条約]

第4条（a）

…日本国及びその国民の財産…並びに…請求権（債権を含む。）…の処理は、日本国とこれらの当局との間の**特別取極の主題**とする。

「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（1965年）

第2条

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の**請求権に関する問題が**、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、**完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。**
（中略）
- 3 … 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに**一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権**であつて同日以前に生じた事由に基づくもの**に関しては、いかなる主張もすることができないものとする。**